

第1四半期報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

三菱マテリアル株式会社

(E00021)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	9
第3 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
(1) 【株式の総数等】	10
① 【株式の総数】	10
② 【発行済株式】	10
(2) 【新株予約権等の状況】	10
① 【ストックオプション制度の内容】	10
② 【その他の新株予約権等の状況】	10
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	10
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	10
(5) 【大株主の状況】	10
(6) 【議決権の状況】	11
① 【発行済株式】	11
② 【自己株式等】	11
2 【役員の状況】	11
第4 【経理の状況】	12
1 【四半期連結財務諸表】	13
(1) 【四半期連結貸借対照表】	13
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	15
【四半期連結損益計算書】	15
【第1四半期連結累計期間】	15
【四半期連結包括利益計算書】	16
【第1四半期連結累計期間】	16
【注記事項】	17
【セグメント情報】	21
2 【その他】	22
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	23
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年8月7日
【四半期会計期間】	第94期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）
【会社名】	三菱マテリアル株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MATERIALS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 小野 直樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
【電話番号】	03（5252）5226
【事務連絡者氏名】	経営戦略本部経理・財務部経理室管理グループ長 板垣 秀康
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
【電話番号】	03（5252）5226
【事務連絡者氏名】	経営戦略本部経理・財務部経理室管理グループ長 板垣 秀康
【縦覧に供する場所】	三菱マテリアル株式会社 大阪支社 （大阪市北区天満橋一丁目8番30号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第93期 第1四半期 連結累計期間	第94期 第1四半期 連結累計期間	第93期
会計期間	自 2017年4月1日 至 2017年6月30日	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日
売上高 (百万円)	333,316	420,049	1,599,533
経常利益 (百万円)	21,640	18,078	79,621
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	11,630	9,883	34,595
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	13,808	5,521	80,068
純資産額 (百万円)	711,518	768,968	768,495
総資産額 (百万円)	1,924,324	2,006,314	2,011,067
1株当たり四半期(当期)純 利益 (円)	88.80	75.47	264.15
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	32.4	33.9	33.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、アジア地域では、中国やタイ、インドネシアにおいて景気に持ち直しの動きが続き、米国では着実な景気の回復が続きしました。

わが国経済は、企業収益及び雇用・所得環境が改善傾向にあるなか、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられました。

当社グループを取り巻く事業環境は、銅価格が上昇したほか、為替水準が円高で推移しました。

このような状況のもと、当第1四半期連結累計期間の連結業績は、売上高は4,200億49百万円（前年同期比26.0%増）、営業利益は168億87百万円（同2.4%減）、経常利益は180億78百万円（同16.5%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は98億83百万円（同15.0%減）となりました。

セグメント情報は次のとおりであります。

なお、前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の報告セグメントごとの営業利益は、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けておりません。

(セメント事業)

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	475	486	10 (2.3%)
営業利益	52	38	△14 (△28.0%)
経常利益	53	39	△13 (△24.9%)

国内では、首都圏において東京五輪関連施設等の工事、北陸地区において北陸新幹線延伸工事がそれぞれ堅調に推移したことから販売数量は増加したものの、エネルギーコスト上昇等の影響により増収減益となりました。

米国では、天候不順後の繰越需要がなくなったことなどから、生コンの販売は減少し、減収減益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高は増加したものの、営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことから、減少しました。

(金属事業)

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	1,585	2,368	782 (49.4%)
営業利益	37	58	20 (54.7%)
経常利益	78	56	△21 (△27.9%)

銅地金は、直島製錬所において定期炉修がなかったことによる生産量の増加及び銅価格の上昇により、増収増益となりました。

金及びその他の金属は、原料中の含有量の増加により増産となったことなどから、増収増益となりました。

銅加工品は、自動車向け製品等の販売が増加したことなどにより、増収増益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は増加しました。経常利益は、営業利益が増加したものの、受取配当金が減少したことなどから、減少しました。

(加工事業)

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	390	448	58 (15.0%)
営業利益	42	59	16 (39.4%)
経常利益	39	54	15 (38.3%)

超硬製品は、国内及び中国での需要増加に加え、販売促進に積極的に取り組んだことから、増収増益となりました。

高機能製品は、主要製品である焼結部品が国内及び北米で需要増加となり、増収となりましたが、品質検査及び出荷に係る費用の増加により損失が拡大しました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は増加しました。経常利益は、営業利益が増加したことから、増加しました。

(電子材料事業)

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	174	187	12 (7.0%)
営業利益	14	12	△2 (△18.2%)
経常利益	14	13	△1 (△10.4%)

機能材料及び化成品は、半導体装置関連製品等の販売が増加したことから、増収増益となりました。

電子デバイスは、家電向け製品及び車載向け製品の販売は増加したものの、光通信機器向け製品の販売価格低下の影響等により、増収減益となりました。

多結晶シリコンは、半導体市場好調による需要増加等により販売数量は増加したものの、販売価格低下の影響により、減収減益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高は増加したものの、営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことから、減少しました。

(アルミ事業)

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	395	394	△0 (△0.1%)
営業利益	23	9	△13 (△58.1%)
経常利益	22	9	△13 (△58.7%)

飲料用アルミ缶は、通常缶の販売が増加したものの、ボトル缶の販売が減少したことに加えて、原材料コスト及びエネルギーコストが上昇したことから、減収減益となりました。

アルミ圧延・加工品は、自動車向け熱交板材の販売が増加したものの、缶材及び印刷版用板製品等の販売が減少しました。また、エネルギーコストが上昇しました。これらにより増収減益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことから、減少しました。

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	507	499	△8（△1.8%）
営業利益	16	12	△3（△20.4%）
経常利益	19	20	1（7.1%）

エネルギー関連は、石炭の販売数量が減少したものの、石炭の販売価格が上昇したことから、減収増益となりました。

環境リサイクルは、処理量が増加したことに加えて、有価物処分単価の上昇により、増収増益となりました。

エネルギー関連及び環境リサイクル以外の事業は、合算で減収減益となりました。

以上により、前年同期に比べてその他の事業全体の売上高及び営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したものの、受取配当金が増加したことなどから、増加しました。

② 財政状態

当第1四半期連結会計期間末における総資産は2兆63億円となり、前連結会計年度末比47億円減少しました。これは、当第1四半期連結会計期間にたな卸資産が増加した一方、投資有価証券が減少したことなどによるものであります。

負債の部は1兆2,373億円となり、前連結会計年度末比52億円減少しました。これは、当第1四半期連結会計期間に長期借入金が増加した一方、未払法人税等や引当金が減少したことなどによるものであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

① 全社課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

② 会社の支配に関する基本方針

1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社の支配権は、原則として当社株式の市場での自由な取引により決定されるべきものであり、株式の大規模買付等（下記3）B.（イ）において定義されます。以下同じとします。）の提案に応じるか否かのご判断についても、原則として、個々の株主の皆様の自由なご意思が尊重されるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、企業価値・株主共同の利益、ひいては中長期的な株主価値（以下、単に「中長期的な株主価値」といいます。）を著しく損なう可能性のあるものや株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、当社の中長期的な株主価値に資さないものも想定されます。また、当社は、当社株式の大規模買付等を行う者が、当社を取り巻く経営環境を正しく認識し、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保し、向上させなければ、当社の中長期的な株主価値は毀損される可能性があると考えております。

更に、株主の皆様の投資行動の自由をできる限り尊重すべきであることは言うまでもありませんが、当社としては、現在のわが国の公開買付制度は、株主の皆様が一定の大規模買付等に応じるか否かをご判断されるために必要な情報を取得し、検討するための時間と手続が必ずしも十分ではなく、中長期的な株主価値が害される可能性もあると考えております。

以上のことから、当社は、上記のような当社の中長期的な株主価値を毀損する可能性のある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないものと考えております。このため、当社は、当社の中長期的な株主価値に反する大規模買付等を抑止するため、当社株式の大規模買付等が行われる場合に、不適切な大規模買付等でないかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉等を行ったりするための枠組みが必要であると考えております。

2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

当社は、当社の淵源である金属・石炭の鉱山事業で培った技術等をもとに様々な分野において事業を展開してき

ました。その結果、現在では、セメント、金属、加工、電子材料及びアルミ等の事業を行う複合事業集団となっております。また、当社は、様々な事業活動を通して社会に貢献することを企業理念の基本とし、これまで、総合素材メーカーとして、人々が生活する上で欠くことのできない基礎素材を世の中に供給してきました。更に、環境負荷の低減や循環型社会システム構築への貢献を目指し、豊かな社会をつくるために不断的努力を行ってまいりました。当社は、事業活動の発展はもとより、社会との共生も図りながら、株主、従業員、顧客、地域社会、サプライヤーその他多数の関係先を含むステークホルダーの皆様から更なる信頼を得ることにより、中長期的な株主価値の確保・向上に努めてまいりたいと考えております。

このようななかにあつて、当社グループは、10年後を見据えた長期経営方針において、中長期の目標（目指す姿）を「国内外の主要マーケットにおけるリーディングカンパニー」、「高い収益性・効率性の実現」及び「市場成長率を上回る成長の実現」とし、その達成に向けた全社方針を「事業ポートフォリオの最適化」、「事業競争力の徹底追求」及び「新製品・新事業の創出」としております。今後は、2017年度から2019年度までを対象とした「中期経営戦略」に基づき、企業価値の向上に向けて、全社方針を推進するとともに、「イノベーションによる成長の実現」、「循環型社会の構築を通じた価値の創造」、「成長投資を通じた市場プレゼンスの拡大」及び「継続的な改善を通じた効率化の追求」を重点戦略とし、具体的諸施策を実施してまいります。

3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、上記2)記載の企業理念と諸施策のもと、今後も当社の中長期的な株主価値の最大化を追求してまいりますが、その一方で、上記1)記載のような当社の中長期的な株主価値を毀損する可能性がある大規模買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社は、2016年5月12日開催の当社取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を従前のものから一部改定した上で更新すること（改定後の対応策を以下「新対応策」といいます。）を決議し、同年6月29日開催の当社第91回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

新対応策の概要は、次のとおりであります。なお、新対応策の詳細につきましては、2016年5月12日付のプレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」において公表しておりますので、以下の当社ホームページをご参照下さい。

<http://www.mmc.co.jp/corporate/ja/news/press/2016/16-0512b.pdf>

A. 新対応策の基本方針

当社は、中長期的な株主価値の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付等を行い、または行おうとする者に対し、遵守すべき手続を設定し、これらの者が遵守すべき手続があること、及び、これらの者に対して一定の場合には当社が対抗措置を発動することがあり得ることを事前に警告すること、並びに、一定の場合には当社が対抗措置を実際に発動することをもって当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）といたします。

B. 新対応策の内容

(イ) 対象となる大規模買付等

新対応策は、以下のa. またはb. に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為（以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め新対応策に定められる手続に従わなければならないものといたします。

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 意向表明書の当社への事前提出

買付者等には、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、新対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

(ハ) 情報の提供

意向表明書をご提出いただいた場合には、当社は、買付者等に対して、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を送付いたします。買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」の送付後60日間を、当社取締役会が買付者等に対して情報の提供を要請し、買付者等が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、直ちに取締役会評価期間（下記（ホ）において定義されます。以下同じとします。）を開始するものといたします。ただし、買付者等から合理的な理由に基づ

く延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものといたします。他方、当社取締役会は、買付者等から提供された情報が十分であると判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに買付者等に情報提供完了通知（下記（二）において定義されます。以下同じとします。）を行い、取締役会評価期間を開始するものといたします。

（二）情報の開示

当社は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要を開示いたします。また、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社は、買付者等による情報の提供が十分になされた当社取締役会が認めた場合には、速やかにその旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

（ホ）取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、大規模買付等の評価・検討を開始いたします。当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）は、大規模買付等の態様に依りて最長60日間または最長90日間といたします。

ただし、取締役会評価期間は当社取締役会が必要と認める場合または独立委員会の勧告を受けた場合には最長30日間延長できるものといたします。

（ヘ）独立委員会に対する諮問

新対応策においては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しております。

当社取締役会は、買付者等が新対応策に定める手続を遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が当社の中長期的な株主価値を著しく損なうものであると認められる場合であって、対抗措置を発動することが相当であると判断する場合には、対抗措置の発動の是非について、独立委員会に対して諮問するものといたします。

（ト）対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会から対抗措置の発動の是非に関する諮問があった場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものといたします。

（チ）取締役会の決議

当社取締役会は、上記（ト）の独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動に関する決議を行うものといたします。

（リ）株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、以下の場合には、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を開催し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものといたします（かかる株主総会を以下「株主意思確認総会」といいます。）。

ａ．独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して、対抗措置の発動に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合

ｂ．当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合

当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従って、対抗措置の発動に関する決議を行うものといたします。

（ヌ）大規模買付等の開始時期

買付者等は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当社取締役会が株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置不発動の決議を行うまでは、大規模買付等を開始することはできないものといたします。また、株主意思確認総会が招集されない場合においては、取締役会評価期間の経過後にのみ大規模買付等を開始することができるものといたします。

（ル）対抗措置の中止または撤回

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した場合であっても、以下の場合には、当該対抗措置の中止または撤回について、独立委員会に諮問するものといたします。

ａ．買付者等が大規模買付等を中止もしくは撤回した場合

ｂ．当該対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の中長期的な株主価値の確保・向上という観点から、当該対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当該対抗措置の中止または撤回を決議いたします。

(フ) 新対応策における対抗措置の具体的内容

新対応策に基づいて発動する対抗措置は、原則として新株予約権の無償割当てといたします。

当該新株予約権は、割当て期日における当社の株主に対し、その所有する当社普通株式1株につき1個の割合で割り当てられます。また、当該新株予約権には、買付者等別途定める要件に該当する非適格者は行使することができないという行使条件のほか、当社が非適格者以外の者が所有する新株予約権を取得し、これと引き替えに新株予約権1個につき1株の当社普通株式を交付することができる旨の取得条件等が付されることが予定されております。

(ワ) 新対応策の有効期間、廃止及び変更

新対応策の有効期間は、2019年6月開催予定の当社第94回定時株主総会終結の時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、以下の場合には、新対応策はその時点で廃止されるものといたします。

a. 当社の株主総会において新対応策を廃止する旨の議案が承認された場合

b. 当社の取締役会において新対応策を廃止する旨の決議が行われた場合

また、当社は、法令等の改正に伴うもの等の形式的な事項について、基本方針に反しない範囲で、新対応策を変更する場合があります。

4) 上記2)の取り組みが、上記1)の基本方針に沿い、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断及びその理由

上記2)の取り組みを通じて、当社の中長期的な株主価値を確保・向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の中長期的な株主価値に反する大規模買付等は困難になるものと考えられ、上記2)の取り組みは、上記1)の基本方針に沿うものであると考えております。

従って、上記2)の取り組みは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5) 上記3)の取り組みが、上記1)の基本方針に沿い、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断及びその理由

上記3)の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない買付者等、及び当社の中長期的な株主価値を著しく損なう大規模買付等を行おうとする買付者等に対して対抗措置を発動できることとすることで、これらの買付者等による大規模買付等を防止するものであり、上記1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。また、上記3)の取り組みは、当社の中長期的な株主価値を確保・向上させることを目的として、買付者等に対して、当該買付者等が実施しようとする大規模買付等に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために実施されるものです。更に、上記3)の取り組みにおいては、株主の皆様のご意思を確認する手続の導入、独立性の高い委員により構成される独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置の発動等の、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3)の取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

従って、上記3)の取り組みは上記1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発活動は、基本的には各事業の基幹となる分野の研究を当社単独で、あるいは連結会社と連携をとりながら行い、各社固有の事業及びユーザーニーズに応える研究についてはそれぞれが単独で行っております。当社グループの研究開発としては、各セグメントと技術統括本部開発部が協力して、グループ開発の全体最適化を進めて、盤石な技術基盤の確立を図ってまいります。また、技術統括本部の各部と協力して既存事業の技術・開発支援を行うとともに、これからの新事業や新材料を創り出す等のイノベーションを推進してまいります。当社グループには、プロセス型事業とプロダクト型事業があり、それらに応じた研究開発を行ってまいります。特にプロダクト型事業においては、より顧客視点を重視したマーケティングを行うことによって、自社の製品、技術及びサービスの差別化を図ってまいります。

研究開発費の総額は、2,698百万円であり、当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	340,000,000
計	340,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末日 現在発行数（株） (2018年6月30日)	提出日現在発行数（株） (2018年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	131,489,535	131,489,535	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は、100株であ ります。
計	131,489,535	131,489,535	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年4月1日～ 2018年6月30日	—	131,489,535	—	119,457	—	85,654

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、当社は当第1四半期会計期間末日現在の株主名簿を作成していないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年3月31日）現在の株主名簿に基づき記載しております。

① 【発行済株式】

2018年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 524,700	—	「（1）②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
	（相互保有株式） 普通株式 7,100	—	同上
完全議決権株式（その他）	普通株式 129,869,400	1,298,694	同上
単元未満株式	普通株式 1,088,335	—	同上
発行済株式総数	普通株式 131,489,535	—	—
総株主の議決権	—	1,298,694	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,400株（議決権14個）含まれております。

2. 「単元未満株式」には、次の株式が含まれております。

- ・ 自己株式 66株
- ・ 津田電線株式会社名義の株式 80株

② 【自己株式等】

2018年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
（自己保有株式） 三菱マテリアル株式会社	東京都千代田区大手町 1丁目3-2	524,700	—	524,700	0.40
（相互保有株式） 津田電線株式会社	京都府久世郡久御山町 市田新珠城27番地	6,200	—	6,200	0.00
（相互保有株式） 東北運輸株式会社	秋田県秋田市茨島1丁目 2-10	900	—	900	0.00
計	—	531,800	—	531,800	0.40

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の当社が保有している自己株式は、527,074株（うち単元未満株式は74株）であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	93,389	82,956
受取手形及び売掛金	※4 260,427	※4 260,844
商品及び製品	91,772	98,588
仕掛品	132,043	155,544
原材料及び貯蔵品	142,275	138,788
その他	227,686	223,662
貸倒引当金	△2,518	△2,747
流動資産合計	945,077	957,636
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	204,513	205,933
土地（純額）	236,709	237,969
その他（純額）	204,336	208,325
有形固定資産合計	645,559	652,228
無形固定資産		
のれん	44,636	44,330
その他	19,938	19,223
無形固定資産合計	64,574	63,554
投資その他の資産		
投資有価証券	303,924	285,885
その他	56,228	51,319
貸倒引当金	△4,297	△4,310
投資その他の資産合計	355,855	332,894
固定資産合計	1,065,989	1,048,677
資産合計	2,011,067	2,006,314

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※4158,369	※4155,847
短期借入金	206,142	199,158
1年内償還予定の社債	25,000	10,000
コマーシャル・ペーパー	—	20,000
未払法人税等	9,151	4,686
引当金	13,228	6,512
預り金地金	246,227	243,849
その他	118,880	119,670
流動負債合計	777,001	759,723
固定負債		
社債	50,000	50,000
長期借入金	240,292	259,383
環境対策引当金	37,833	37,183
その他の引当金	2,370	2,648
退職給付に係る負債	51,647	50,915
その他	83,427	77,489
固定負債合計	465,570	477,621
負債合計	1,242,571	1,237,345
純資産の部		
株主資本		
資本金	119,457	119,457
資本剰余金	92,422	92,422
利益剰余金	361,430	366,706
自己株式	△2,089	△2,096
株主資本合計	571,222	576,490
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	95,487	85,661
繰延ヘッジ損益	1,068	△509
土地再評価差額金	33,071	33,071
為替換算調整勘定	△10,312	△7,369
退職給付に係る調整累計額	△8,066	△7,718
その他の包括利益累計額合計	111,249	103,135
非支配株主持分	86,023	89,342
純資産合計	768,495	768,968
負債純資産合計	2,011,067	2,006,314

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
売上高	333,316	420,049
売上原価	279,944	364,529
売上総利益	53,372	55,520
販売費及び一般管理費	36,064	38,633
営業利益	17,307	16,887
営業外収益		
受取利息	187	245
受取配当金	5,937	3,314
持分法による投資利益	600	354
固定資産賃貸料	1,156	1,243
その他	1,274	510
営業外収益合計	9,155	5,668
営業外費用		
支払利息	1,247	1,217
為替差損	—	1,131
その他	3,575	2,127
営業外費用合計	4,822	4,476
経常利益	21,640	18,078
特別利益		
関係会社清算益	—	506
投資有価証券売却益	126	170
その他	17	85
特別利益合計	143	762
特別損失		
減損損失	5	686
投資有価証券評価損	—	334
その他	25	0
特別損失合計	30	1,020
税金等調整前四半期純利益	21,754	17,820
法人税等	7,122	6,223
四半期純利益	14,632	11,596
非支配株主に帰属する四半期純利益	3,001	1,713
親会社株主に帰属する四半期純利益	11,630	9,883

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
四半期純利益	14,632	11,596
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△179	△9,908
繰延ヘッジ損益	△1,432	△1,603
為替換算調整勘定	△103	5,834
退職給付に係る調整額	815	350
持分法適用会社に対する持分相当額	76	△748
その他の包括利益合計	△823	△6,075
四半期包括利益	13,808	5,521
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	10,729	1,663
非支配株主に係る四半期包括利益	3,078	3,858

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

1. 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、MMメタルリサイクリング社他3社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法適用の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間において、該当事項はありません。

（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（追加情報）

（環境対策引当金）

当社グループが管理する休廃止鉱山等における特定の鉱害防止対策工事に係る費用及び集積場安定化対策工事に係る費用について、工事内容が決定し、見積り金額が確定したものを引当計上しておりますが、大規模集積場の安定化対策については、特定の対策工事を必要とするものの、地形に対応した最適な工法が選定できていないことなどにより、工事内容が未決定で金額が合理的に算定できないものがあります。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社及び従業員の銀行からの借入等に対し、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (2018年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)	
シミルコファイナンス社	12,278百万円	シミルコファイナンス社	12,859百万円
ジェコ2社	2,461	ジェコ2社	2,572
カッパーマウンテンマイン社	1,411	カッパーマウンテンマイン社	1,374
湯沢地熱株式会社	874	湯沢地熱株式会社	1,159
従業員	2,245	従業員	2,234
その他(10社)	1,771	その他(10社)	869
計	21,043	計	21,070

2 偶発債務

(インドネシア国税務に関する件)

前連結会計年度(2018年3月31日)

当社の連結子会社であるインドネシア・カパー・スメルティング社(以下、P T S社)は、2014年12月30日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2009年12月期の売上取引価格等に関し、47百万米ドル(前連結会計年度末日レートでの円換算額5,085百万円)の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2015年1月28日付で、追徴額の一部である14百万米ドル(同円換算額1,487百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、当局が抽出した企業との利益率の比較により売上高過少とする著しく合理性を欠く見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2015年3月25日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行ってまいりました。

P T S社が2015年3月25日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2016年3月16日付で棄却されました。そのため、P T S社は2016年6月6日に税務裁判所へ提訴し、当社及びP T S社の見解の正当性を主張しております。

またP T S社は、2016年12月22日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2011年12月期の原料費計上等に関し、34百万米ドル(同円換算額3,637百万円)の更正通知を受け取りました。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、P T S社の原料費計上基準等を一方的に否認する見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2017年3月20日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行ってまいりました。

P T S社が2017年3月20日に提出した異議申立書に対し、インドネシア国税当局より2018年2月28日付で決定通知を受領し、28百万米ドル(同円換算額3,012百万円)については、P T S社の異議申立が認められました。異議申立が棄却された5百万米ドル(同円換算額625百万円)について、P T S社は2018年5月22日に税務裁判所へ提訴し、当社及びP T S社の見解の正当性を主張しております。

またP T S社は、2017年11月29日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2012年12月期のヘッジ取引損益の計上等に関し、22百万米ドル(同円換算額2,425百万円)の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2017年12月27日付で、追徴額の一部である6百万米ドル(同円換算額668百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、P T S社のヘッジ取引損益の計上等を一方的に否認する見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2018年2月27日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行ってまいりました。

当第1四半期連結会計期間(2018年6月30日)

当社の連結子会社であるインドネシア・カパー・スメルティング社(以下、P T S社)は、2014年12月30日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2009年12月期の売上取引価格等に関し、47百万米ドル(当第1四半期連結会計期間末日レートでの円換算額5,291百万円)の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2015年1月28日付で、追徴額の一部である14百万米ドル(同円換算額1,547百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、当局が抽出した企業との利益率の比較により売上高過少とする著しく合理性を欠く見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2015年3月25日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行ってまいりました。

P T S社が2015年3月25日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2016年3月16日付で棄却されました。そのため、P T S社は2016年6月6日に税務裁判所へ提訴し、当社及びP T S社の見解の正当性を主張しております。

またP T S社は、2017年11月29日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2012年12月期のヘッジ取引損益の計上等に関し、22百万米ドル（同円換算額2,523百万円）の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2017年12月27日付で、追徴額の一部である6百万米ドル（同円換算額696百万円）を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、P T S社のヘッジ取引損益の計上等を一時的に否認する見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2018年2月27日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っております。

（品質不適合品に関する件）

前連結会計年度（2018年3月31日）

当社の連結子会社である三菱電線工業株式会社、三菱伸銅株式会社、三菱アルミニウム株式会社、立花金属工業株式会社及び株式会社ダイヤモンドにおいて、過去に製造販売した製品の一部について、検査記録データの書き換えや検査の一部不実施等の不適切な行為により顧客の規格値または社内仕様値を逸脱した製品等を出荷した事実が判明しました。

この事実に基づき、上記の一部の事業所において、各認証機関よりJIS認証の取消しやISO認証の取消し等の通知を受けました。

また、当社直島製錬所にて製造した銅スラグ骨材について品質管理上の問題点が判明したことから、一般財団法人日本品質保証機構（以下、「JQA」という。）に事案を報告し、臨時維持審査を受けた結果、JQAより当社直島製錬所の銅スラグ骨材のJIS認証が取り消されました。

これらの事案の今後の進捗次第では、顧客等への補償費用を始めとする損失等の発生により、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なものについては、連結財務諸表には反映しておりません。

当第1四半期連結会計期間（2018年6月30日）

当社グループにおいて、過去に製造販売した製品の一部について、検査記録データの書き換えや検査の一部不実施等の不適切な行為により顧客の規格値または社内仕様値を逸脱した製品等を出荷した事実が判明しました。

この事実に基づき、当社グループの一部の事業所において、各認証機関よりJIS認証の取消しやISO認証の取消し等の通知を受けております。

本件事案の今後の進捗次第では、顧客等への補償費用を始めとする損失等の発生により、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることが困難なものについては、四半期連結財務諸表に反映しておりません。

（公正取引委員会による立入検査に関する件）

前連結会計年度（2018年3月31日）

当社の連結子会社であるユニバーサル製缶株式会社は、2018年2月6日、飲料用空缶の取引に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。

本件事案の今後の進捗次第では、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることが困難なため、連結財務諸表に反映しておりません。

当第1四半期連結会計期間（2018年6月30日）

当社の連結子会社であるユニバーサル製缶株式会社は、2018年2月6日、飲料用空缶の取引に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。

本件事案の今後の進捗次第では、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることが困難なため、四半期連結財務諸表に反映しておりません。

3 受取手形割引高等

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
受取手形割引高	275百万円	89百万円
受取手形裏書譲渡高	0	0
債権流動化による遡及義務	4,169	4,054

※ 4 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理は、主として手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
受取手形	2,785百万円	3,266百万円
支払手形	2,675	2,474

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
減価償却費	13,672百万円	14,732百万円
のれんの償却額	1,021	1,126

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年5月11日 取締役会	普通株式	5,239	40.0	2017年3月31日	2017年6月1日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年5月10日 取締役会	普通株式	6,548	50.0	2018年3月31日	2018年6月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	セメント 事業	金属 事業	加工 事業	電子材料 事業	アルミ 事業	その他 の事業	計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高									
(1) 外部顧客への売上高	46,798	156,377	36,157	15,291	39,293	39,398	333,316	—	333,316
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	799	2,209	2,874	2,202	241	11,396	19,723	△19,723	—
計	47,598	158,587	39,032	17,493	39,535	50,794	353,040	△19,723	333,316
セグメント利益	5,314	7,858	3,976	1,489	2,231	1,936	22,806	△1,165	21,640

(注) 1. その他の事業には、原子力関連、環境リサイクル関連、不動産、エンジニアリング関連等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△1,165百万円には、セグメント間取引消去△54百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,111百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、基礎的試験研究費及び金融収支であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	セメント 事業	金属 事業	加工 事業	電子材料 事業	アルミ 事業	その他 の事業	計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高									
(1) 外部顧客への売上高	48,009	234,555	41,971	16,519	39,262	39,730	420,049	—	420,049
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	664	2,294	2,913	2,205	218	10,169	18,467	△18,467	—
計	48,674	236,849	44,884	18,725	39,481	49,900	438,517	△18,467	420,049
セグメント利益	3,991	5,667	5,498	1,334	920	2,073	19,486	△1,407	18,078

(注) 1. その他の事業には、原子力関連、環境リサイクル関連、不動産、エンジニアリング関連等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△1,407百万円には、セグメント間取引消去59百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,467百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、基礎的試験研究費及び金融収支であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
1株当たり四半期純利益	88円80銭	75円47銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	11,630	9,883
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	11,630	9,883
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,979	130,961

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(セグメント区分の変更)

当社は、2018年8月7日開催の取締役会において、同年10月1日付で事業部門組織を一部変更することを決議いたしました。

これは、主に重要分野や主要顧客に対し、部門横断で商品企画力・マーケティング力・提案力の強化を図ることを目的として、金属事業カンパニーに属する銅加工製品、電子材料事業カンパニー及びアルミ事業室を「高機能製品カンパニー」として一つに統合するものであります。

これに伴い、報告セグメントの区分を従来の「セメント事業」、「金属事業」、「加工事業」、「電子材料事業」、「アルミ事業」及び「その他の事業」から、「高機能製品」、「加工事業」、「金属事業」、「セメント事業」及び「その他の事業」に変更することといたしました。

なお、変更後のセグメント区分による当四半期連結累計期間の報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報は現在算定中であります。

2【その他】

2018年5月10日開催の取締役会において、2018年3月31日を基準日として、次のとおり第93期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)期末配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① 期末配当の総額 | 6,548百万円 |
| ② 1株当たり期末配当金 | 50円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2018年6月1日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年8月7日

三菱マテリアル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜嶋 哲三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上坂 善章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高野 浩一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱マテリアル株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱マテリアル株式会社及び連結子会社の2018年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。